

目標Ⅱ

豊かな心の育成

施策

施策6 ● 豊かな心を育む教育の推進

施策7 ● いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実

施策8 ● 人権を尊重した教育の推進

施策6

豊かな心を育む教育の推進

現状と課題

家庭や地域の教育力の低下を背景に、子供たちの生活習慣の乱れや規範意識の低下、人間関係の希薄化が指摘されています。また、社会全体が多様化する中で、自らの人生や社会における答えが一つに定まらない問いを受け止め、多様な他者と議論を重ね、自分も周囲も納得できるものを見いだす力が求められます。

このような中で、子供たちに基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識を高めるとともに、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育む必要があります。答えが一つではない道徳的な課題に子供たちが向き合い、考え、議論する態度を育むことも重要です。

また、子供たちの思いやりの心や規範意識、学習意欲、目的意識、望ましい勤労観・職業観などの豊かな人間性や社会性を育むためには、他者との関わりや社会、自然環境の中での様々な体験活動を充実させていくことが重要です。これまで県では、子供たちが、発達段階に応じて様々な体験活動を行う「埼玉の子ども70万人体験活動[®]」を推進してきました。これからも、様々な体験活動を通して、一人一人が自らの課題を乗り越えつつ、他者と協働して何かを成し遂げる力を育て、自己肯定感・自己有用感を高めることが重要です。

さらに、読書は、知識を広め、心を豊かにするなど、人生をより良く生きるために欠かせないものであり、子供の読書活動を充実していくことが大切です。

施策の方向性

- 子供たちの豊かな人間性や社会性を育むため、体験活動を推進します。
- 児童生徒の社会的自立に向け、規律ある態度の育成に取り組みます。
- 様々な道徳的課題に児童生徒が向き合う「考え、議論する道徳」を推進します。
- 家庭・地域・学校における子供たちの読書活動を推進します。

主な取組

体験活動の推進

- ▶ 全ての児童生徒が、在学中に自然体験、職場体験、勤労・生産体験、社会奉仕体験や世代間交流を行うなど、家庭・地域・企業・NPOなどと連携して、発達の段階に応じた様々な体験活動を進めます。
- ▶ 発達の段階に応じて職業に触れる体験や企業・施設などでの職場体験など、勤労観・職業観を育成する体験活動を推進します。
- ▶ 小・中学校が学校周辺の農地などを活用して農業体験活動を行う「学校ファーム[※]」の取組の充実を図ります。
- ▶ 高等学校では、在学中に5日の体験活動を行うことを教育課程に位置付けて実施します。
- ▶ 登校への不安や家庭環境などに課題を抱える子供たちに対して、様々な体験活動の機会を提供し、自己肯定感・自己有用感やコミュニケーション能力、社会性、学習意欲・就労意欲の向上を図ります。



▲学校ファーム

規律ある態度の育成

- ▶ 「埼玉県学力・学習状況調査[※]」の質問紙調査の結果を、小学校4年生から中学校3年生まで毎年度継続して本人・保護者・学校が共有・活用することにより、児童生徒一人一人の規律ある態度の育成を図ります。

道徳教育の充実

- ▶ 本県独自の道徳教材「彩の国の道徳[※]」を活用します。特に、小・中学校においては「特別の教科道徳」を要として、発達の段階に応じた道徳教育の取組を推進するとともに、家庭用「彩の国の道徳[※]」を活用し、家庭・地域・学校が連携した道徳教育を推進します。
- ▶ 小・中学校、特別支援学校において、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行えるよう、道徳教育推進教師を中心とした指導体制づくりを推進します。
- ▶ 子供の夢と豊かな心を育むため、道徳の授業や全ての教育活動において、専門的な知識を有する外部講師を招いて講演会などを実施します。



▲本県独自の道徳教材「彩の国の道徳」

読書活動の推進（再掲）

- ▶ 家庭・地域・学校において子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実を図ります。また、子供の読書活動に関する啓発・広報を行うとともに、読書に親しむための推進体制の整備を行います。

いじめ防止対策の推進と 生徒指導の充実

現状と課題

いじめは全ての子供たちに関係する問題であり、どの子供でも、どの学校にも起こり得るものであるとの認識の下、学校や家庭、地域、関係機関が一体となって、子供たちにいじめを許さない意識を醸成することが必要です。また、「いじめ防止対策推進法[※]」や「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針[※]」などを踏まえつつ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むことが求められます。

その際、いじめは人権の侵害であること、相手の立場や気持ちを考えて行動することの大切さを理解できるよう指導する必要があります。

また、本県の児童生徒1,000人当たりの暴力行為発生件数は、全国と比べると少ないものの、小学校における暴力行為が増加しています。子供たちの問題行動の予防・解決を図るため、家庭・地域や関係機関等と連携・協働して、一貫性を持った生徒指導体制を確立し、取組を進める必要があります。

さらに、「小1プロブレム[※]」やいわゆる学級崩壊などへの対応についても継続して取り組む必要があります。

少年非行については、全体的に減少傾向にはあるものの、凶悪犯罪や特殊詐欺に加担する少年が後を絶たないなど予断を許さない状況にあり、少年非行の防止や非行などの問題を抱える少年が立ち直るための支援に、地域や関係機関が連携して取り組むことが重要です。

施策の方向性

- 「いじめ防止対策推進法[※]」等に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた組織的な取組を進めます。また、子供たちの他者を思いやる心や人権感覚を育成するとともに、いじめ問題の解決に社会全体で取り組む気運の醸成を図ります。
- いじめ・非行・問題行動を防止するため、心理又は福祉に関する専門性の高い人材の活用を含めた教育相談体制を充実します。
- あらゆる教育活動を通じて積極的な生徒指導を推進します。
- 関係機関や学校・家庭・地域が一体となって、いじめや非行・問題行動の防止や有害環境から子供を守ります。
- 非行などの問題を抱える少年の立ち直りを支援します。

主な取組

いじめ防止対策の推進

- ▶ 「いじめ防止対策推進法[※]」等の内容について周知徹底を図り、いじめの予防・解消に向けた積極的な認知と早期対応を各学校に促すとともに、いじめ防止等への取組を進めるための研修などの充実を図ります。
- ▶ 学校において、児童生徒の人権感覚を育成するため、参加体験型学習を取り入れた人権感覚育成プログラムを実施します。
- ▶ いわゆるネットいじめやネットトラブルなどから子供を守るため、関係機関と連携し、教職員への研修を実施するとともに、サイトの監視活動や保護者・児童生徒への啓発を行います。
- ▶ 学校と地域、警察などの関係機関との連携を図って、いじめを未然に防止するためのネットワークを形成し、問題解決のための支援チームを編成します。
- ▶ 「いじめ撲滅強調月間」(11月)を中心とした「いじめ撲滅キャンペーン」を通じて、いじめ問題の解決に社会全体で取り組む気運の醸成を図ります。

教育相談活動の推進

- ▶ 児童生徒の心理又は福祉に関する専門的な知識・経験を有する人材を活用するとともに、市町村が行う教育相談体制の整備を支援するなど、教育相談活動を推進します。

生徒指導体制の充実

- ▶ 校内指導体制を確立し、児童生徒一人一人に対する理解に基づいた生徒指導を推進するとともに、関係機関等と連携・協働し、問題行動に対して組織的に対応する指導体制の充実を支援します。
- ▶ 学校の生徒指導上の課題、「小1プロブレム[※]」や「学級がうまく機能しない状況」の解決に向け、生徒指導体制の充実に取り組む学校を支援します。

非行・問題行動の防止

- ▶ 学校と地域、警察などの関係機関との連携を図って、非行・問題行動を未然に防止するためのネットワークの形成を支援し、問題解決のための支援チームを編成します。
- ▶ 非行防止教室や薬物乱用防止教室を充実するとともに、保護者の参加も促し、非行・問題行動の未然防止に取り組みます。

青少年を有害環境から守るための取組の推進

- ▶ メディア上の有害情報など、社会の有害環境から子供たちを守るための体制を、国や関係企業と連携して整備します。
- ▶ 学習指導要領[※]に基づき情報モラル教育を推進するとともに、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する普及啓発活動を実施します。

立ち直り支援策の推進

- ▶ 関係機関や民間団体と連携して、非行少年などに対する相談をはじめとした立ち直り支援に取り組みます。

人権を尊重した教育の推進

現状と課題

人間関係の希薄化や規範意識の低下、家庭・地域の教育力の低下などに伴い、様々な偏見や差別、いじめなどの人権に係る問題が発生しています。また、いわゆる性的マイノリティ[※]への差別やインターネットを利用した人権侵害など、様々な人権課題への対応が求められています。

加えて、県内で生活する外国人は増加しており、言語や文化等の違いから、様々な人権に係る問題が発生しています。

そのような中で、全ての県民がお互いの人権を尊重しながら、共に生きる社会の実現が求められています。

子供の発達の段階に応じて、人権に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、人権への配慮がその態度や行動につながるような人権感覚を身に付けさせる必要があります。

また、男女共同参画の視点に立った教育や新たな人権課題に対応した教育を充実させることが必要です。

さらに、県内の児童相談所における児童虐待[※]通告受付件数は、平成24年度（2012年度）は4,769件でしたが、平成29年度（2017年度）には13,393件に達しており、増加傾向にあります。平成30年（2018年）4月に埼玉県虐待禁止条例が施行され、児童虐待[※]防止の取組の充実が求められています。

施策の方向性

- 自分の人権を守るとともに他の人の人権を守ろうとする意識や意欲の向上を図るため、児童生徒や保護者をはじめとする県民の豊かな人権感覚を育成します。
- 様々な人権課題に対応した教育を充実します。
- 関係機関と連携しながら、児童虐待[※]の早期発見・早期対応に努めます。

主な取組

人権教育の推進

- ▶ 人権尊重の理念や様々な人権問題に対する理解を学校・家庭・地域において深めるため、人権教育の推進を図る協議会を開催します。
- ▶ 全ての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現を目指し、学校・家庭・地域における人権教育を推進するため、人権教育実践報告会を開催するほか、指導者の研修などに取り組みます。

人権教育の学習内容・指導方法の工夫・改善

- ▶ 児童生徒や保護者をはじめとする県民の豊かな人権感覚を育むため、参加体験型学習を取り入れた人権感覚育成プログラムの活用を推進します。
- ▶ 教職員対象の研修会や学校における人権教育の実践的な研究を行い、指導方法の工夫・改善に取り組みます。



▲人権感覚育成プログラム



▲人権感覚育成プログラムを活用した授業

人権問題を主体的に考え行動する児童生徒の育成

- ▶ いじめをはじめとした人権問題について児童生徒が主体的に考え、メッセージとして発信する取組などを通して、児童生徒の豊かな人権感覚を育みます。

様々な人権課題に対応した教育の充実

- ▶ 学校の教育活動を通じて、男女共同参画の視点に立った教育のほか、性的マイノリティ[※]や障害のある人への差別、同和問題やインターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、ヘイトスピーチ[※]の問題など様々な人権課題に対応した教育の充実を図ります。

虐待から子供を守る取組の推進

- ▶ 児童虐待[※]から子供を守るため、学校において早期発見・早期対応の中心となる教職員などの研修を充実し、家庭や地域の関係機関と連携した児童虐待[※]防止の取組を推進します。